

費用について(訪問診療)

当クリニックは、2012年度の診療報酬改定で、“機能を強化した在宅療養支援診療所”として認可されています。“機能を強化した在宅療養支援診療所”とは、地域の他の診療所や病院と有機的な連携を計りながら、地域における患者さんの在宅療養の提供に主たる責任を有するもので、患者さんからの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに患者さんの診療情報を集約するなどの機能を果たしています。このため、緊急時の連絡体制、及び24時間往診する体制等を確保しています。

この機能を果たすために、いわゆる外来受診とは異なった医療費の体系になっており、「在宅時（あるいは施設入居時等）医学総合管理料」を基本としながら、定期的診察に対する「訪問診療料」、臨時の診察に対する「往診料」が加わるという設定になっています。「在宅時（あるいは施設入居時等）医学総合管理料」は、患者さんの同意を得て、計画的な医学管理の下に月1回以上の定期的な訪問診療及び24時間往診する体制に対してかかる費用です。

※医療費は2年ごとに改訂されており、以下の費用は、**2018年8月現在**のものです。

(1) ご自宅で訪問診療を受ける場合：

医療費自己負担割合**1割**の方の月額医療費の目安です。自己負担割合**3割**の方は、この3倍程度になります。

在宅時医学総合管理料			
	単一建物診療患者の人数		
	1人	2人～9人	10人以上
重症患者（月2回以上訪問）	5,800円/月	4,700円/月	2,980円/月
月2回以上訪問している場合	4,900円/月	2,600円/月	1,300円/月
月1回訪問している場合	3,160円/月	1,700円/月	880円/月

(例1)	月2回の訪問診療にかかる月額医療費（患者の人数＝1人の場合） $4,900円 + 830円 \times 2回 = 6,560円$ 介護保険を受けられている方は、この他に居宅療養管理指導料（自己負担割合1割の方で588円）がかかりますので、月額7,000～7,500円前後が目安になります。
(例2)	月2回の訪問診療にかかる月額医療費（重症患者）（患者の人数＝1人の場合） $5,800円 + 830円 \times 2回 = 7,460円$ 介護保険を受けられている方は、この他に居宅療養管理指導料（自己負担割合1割の方で588円）がかかりますので、月額8,000～8,500円前後が目安になります。

○	初回訪問時は、初診料+往診料(自己負担割合1割の方で360円+720円)がかかります。
○	上記費用は、目安です。検査(採血等)や処置(尿道カテーテルの交換等)あるいは特別な指導管理料(在宅酸素や経管栄養をしている場合等)などがかかる場合は、上記と異なる場合がありますのでご了承ください。
○	薬剤費は、別途、調剤薬局からの請求になります。(“お薬について”参照)
○	公費負担を受けられている患者さんは、それぞれ限度額が定められています。
○	交通費はかかりません。
★	居宅療養管理指導料については別項をご参照ください。

(2) 施設で訪問診療を受ける場合：

医療費自己負担割合 **1割**の方の月額医療費の目安です。自己負担割合 **3割**の方は、この3倍程度になります。

施設入居時等医学総合管理料			
	単一建物診療患者の人数		
	1人	2人~9人	10人以上
重症患者(月2回以上訪問)	4,200円/月	3,390円/月	2,960円/月
月2回以上訪問している場合	3,500円/月	1,850円/月	1,280円/月
月1回訪問している場合	2,280円/月	1,230円/月	860円/月

(例)	月2回の訪問診療にかかる月額医療費(自己負担割合1割の方) 《単一建物診療患者の人数(2人~9人)/月2回以上訪問している場合》 1,850円+約200円×2回=約2,250円
-----	--

○	初回月のみ、初診料+往診料(自己負担1割の方で360円+720円)がかかります。
○	上記費用は、目安です。検査(採血等)や処置(尿道カテーテルの交換等)あるいは特別な指導管理料(在宅酸素や経管栄養をしている場合等)などがかかる場合は、上記と異なる場合がありますのでご了承ください。
○	薬剤費は、別途、調剤薬局からの請求になります。
○	公費負担を受けられている患者さんは、それぞれ限度額が定められています。
○	交通費はかかりません。
★	居宅療養管理指導料については別項をご参照ください。

臨時往診を行った時の費用の目安：

自己負担割合 **1割**の方の臨時往診費用の目安です。自己負担割合 **3割**の方は、この3倍程度になります。

日中	約850円（休日は、約2,840円）
夜間・早朝	（18時～22時・6時～8時が目安）：約2,720円（休日は、約2,840円）
深夜	（22時～6時が目安）：約4,070円（休日も同額）

○	上記費用は、目安です。検査や処置などを行なった場合は、上記と異なる場合がありますので、ご了承ください。
○	交通費はかかりません。

電話問い合わせに対して医療的な指示を行なった時の費用の目安：

自己負担割合 **1割** の方の費用の目安です。自己負担割合 **3割** の方は、この3倍程度になります。

日中	約80円（休日は、約270円）
夜間	約140円（休日は、約270円）
深夜	約500円（休日は、約500円）

居宅療養管理指導料

○	介護保険の認定を受けている方が、介護サービスを利用される場合、介護サービス利用上の「医師による居宅療養管理指導」の費用（1回300円前後月2回まで）を算定させていただいております。（別途同意書が必要となります。）金額は1割分です。2～3割負担の場合もあります。
<p>・居宅療養管理指導とは：</p> <p>①利用者の病状や心身の状態を把握し、ケアマネージャー（居宅介護支援事業者）に対し、ケアプランの作成に必要な情報提供書を提出します。</p> <p>②利用者やご家族に対しケアプランの利用に関する留意事項、介護方法について指導・助言を行います。</p>	

費用のお支払い方法

○	費用は、1ヶ月ごとにまとめてお支払いください。
○	お支払いの方法は、（1）集金（2）銀行振込 のいずれかです。
○	集金の場合は、毎月10日すぎの訪問診療の際に集金いたします。集金後、領収書を発行いたします。 銀行振込の場合は、請求書を郵送いたしますのでクリニック指定の口座にお振り込みください。

【保険証確認について】

- 毎月1回、訪問診療時に保険証の確認をさせていただきます。
- 保険証の変更や記載内容に変更がありましたら、お早めにお知らせください。

【お薬について】

- クリニックからのお薬の処方は、すべて院外処方です。調剤薬局によって、薬局に取りにいていただく場合と自宅まで宅配してもらえ場合があります。ご希望の調剤薬局をご指示ください。
- **宅配の場合には、**
 - (1) 介護保険の場合：薬剤師による“居宅療養管理指導”として、薬剤費の他に1回あたり、約500円（自己負担1割の場合）がかかります。
 - (2) 医療保険の場合：薬剤師による“在宅患者訪問薬剤管理指導”として、薬剤費の他に1回あたり、650円（自己負担1割の場合）がかかります。
- 施設に入居されている方の薬の宅配に関しては、施設にお問い合わせください。
- 薬剤費は薬局へその都度、お支払いください。医療費の自己負担金限度枠にはこの薬剤費も算入されます。（“高額療養費制度”をご参照ください。）

【臨時の往診について】

定期の訪問診療の他に、急な容態の変化があった時には臨時の往診をいたします。別にお配りしている連絡先に電話していただくと、平日昼間は事務あるいは看護師が、夜間・休日は当番の看護師がそれぞれ電話を受け、病状をお聞きします。必要であれば、看護師が自宅にお伺いします。往診が必要と判断されれば、医師が自宅にお伺いします。ご心配なことがありましたら、いつでもご連絡ください。

【夜間・休日の待機当番制について】

上記のように在宅医療は24時間体制で対応するため、医師一人で行っていくには限界があります。そこで、当院では複数医師による夜間・休日待機当番制を組んでいます。クリニックの夜間・休日専用電話に電話していただくと、待機当番看護師が病状をお聞きし、往診が必要な場合は待機当番医師と一緒にご自宅にお伺いする仕組みになっています。待機当番看護師、および医師の名前は、前月後半にお配りするカレンダーをご参照ください。

★駐車スペースに関して：

当クリニックでは、北海道公安委員会から急患往診用に駐車禁止除外申請をしていますが、マンションなどの駐車場では独自に来客用の駐車スペースを指定しているところもあります。マンションなどにお住まいの方は、往診等の際に駐車できるスペースをあらかじめご指定ください。

【参考】★高額療養費制度について

自己負担割合 **1割**の方の臨時往診費用の目安です。自己負担割合 **3割**の方は、この3倍程度になります。

所得区分		訪問診療の上限額
現役並み所得者	年収約1,160万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 多数回該当の場合140,100円
	年収770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 多数回該当の場合93,000円
	年収370～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 多数回該当の場合44,400円
一般（～年収約370万円以下）		18,000円
低所得者 (住民税非課税の方)	Ⅱ (年金収入80万～160万円)	8,000円
	Ⅰ (年金収入80万円未満)	

・70歳以上75歳未満で非課税世帯でない方：「高齢受給者証」を提示すれば事前の手続きは不要です。

・75歳以上で非課税世帯でない方：「後期高齢者医療被保険者証」を提示すれば事前の手続きは不要です。

・70歳以上の非課税世帯の方は、事前に「限度額適応認定証」の交付を、加入する健康保険組合などに申請してください。それを提示していただくと、限度額までの支払いで済みます。

(注) 同一の医療機関等における自己負担（院外処方代を含む）では上限を超えない時でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担を合算することができます。この合算額が負担の上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

所得区分	訪問診療の上限額
年収約1,160万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 多数回該当の場合140,100円
年収770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 多数回該当の場合93,000円
年収370～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 多数回該当の場合44,400円
～年収約370万円	57,600円 多数回該当の場合44,400円

・加入する健康保険組合などに、事前に「限度額適応認定証」の交付を申請してください。それを提示していただくと、限度額までの支払いで済みます。

(注) 同一の医療機関等における自己負担（院外処方代を含む）では上限を超えない時でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担（21,000円以上）を合算することができます。この合算額が負担の上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。）

・加入する健康保険組合などに、事前に「限度額適応認定証」の交付を申請してください。それを提示していただくと、限度額までの支払いで済みます。

多数回該当：

訪問診療においては、70歳未満の方で直近の12ヶ月間に既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合（=多数回該当）には、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。

医療法人せせらぎ 札幌在宅クリニックそよ風（2018年8月作成）